◎防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

| ○防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)[抄] | -六号)〔抄〕 (傍線部分は改正部分)            |
|---------------------------------------|--------------------------------|
| 改正案                                   | 現行                             |
| (防衛出動手当)                              | (防衛出動手当)                       |
| 第十五条 〔略〕                              | 第十五条 〔略〕                       |
| 2 [略]                                 | 2 [略]                          |
| 3 防衛出動基本手当の額は、防衛出動時における勤労の強度、勤        | 3 防衛出動基本手当は、防衛出動時における勤労の強度、勤務時 |
| 務時間、勤労環境その他の勤労条件及び勤務の危険性、困難性そ         | 間、勤労環境その他の勤労条件及び勤務の危険性、困難性その他  |
| の他の著しい特殊性に応じて政令で定める。                  | の著しい特殊性に応じて支給するものとする。          |
| 4 防衛出動特別勤務手当の額は、防衛出動時における戦闘又はこ        | 4 防衛出動特別勤務手当は、防衛出動時における戦闘又はこれに |
| れに準ずる勤務の著しい危険性に応じて政令で定める。             | 準ずる勤務の著しい危険性に応じて支給するものとする。     |
| 5•6 [略]                               | 5•6 [略]                        |
| 7 前各項に定めるもののほか、防衛出動手当の支給に関し必要な        | 7 前各項に定めるもののほか、防衛出動基本手当及び防衛出動特 |
| 事項は、政令で定める。                           | 別勤務手当の額その他防衛出動手当の支給に関し必要な事項は、  |
|                                       | 政令で定める。                        |
|                                       |                                |